

第 17 回 兵庫県道路メンテナンス会議

(令和 6 年度 第 1 回)

日時：令和 6 年 9 月 27 日（金）10:00～

場所：WEB 会議（兵庫国道事務所 6F 会議室）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ（会長）

3. 議 事

- | | |
|--------------------------------|------------|
| 1. 兵庫県道路メンテナンス会議 規約変更 | 資料 1（P1～） |
| 2. 令和 5 年度兵庫県道路メンテナンス会議活動報告 | 資料 2（P8～） |
| 3. 令和 6 年度兵庫県道路メンテナンス会議活動計画（案） | 資料 3（P11） |
| 4. 令和 5 年度の点検実施速報 | 資料 4（P12～） |
| 5. 令和 6 年度以降点検計画（3 巡目点検計画） | 資料 5（P17） |
| 6. 令和 5 年度地域一括発注の状況と計画 | 資料 6（P18） |
| 7. 広報活動について | 資料 7（P19～） |
| 8. その他 | |

(名称)

第 1 条

本会は、「兵庫県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条

高度経済成長期に整備された大量の社会資本が、今後、急速に老朽化することを踏まえ、近い将来に大きな負担を生じることがないように老朽化対策を着実に推進する必要がある。

本会議は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置するもので、兵庫県内の各道路管理者が、道路の維持管理についての情報共有や課題への連携を深め、道路施設の適切な維持管理を図る仕組みづくりと体制を構築することを目的とする。

(事業)

第 3 条

本会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路施設の維持管理に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 4 条

- 1 本会議は、第 2 条の目的を達成するため、兵庫県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
- 2 本会議には、会長及び副会長を 5 名置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 本会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－2」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡会議を置くものとする。

なお、跨道橋連絡会議会則は別途定めるものとする。

- 6 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。

なお、道路鉄道連絡会議規約は別途定めるものとする。

(幹事会)

第5条

幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 本会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(書面決議)

第6条

本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、本会議を開催せずに書面評決により議決することができ、多数決をもって成立とする。

(事務局)

第7条

- 1 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
- 2 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

(規約の改正)

第8条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 6月26日から施行する。

本規約は、平成26年12月19日に改正する。

本規約は、平成27年 6月01日に改正する。

本規約は、平成28年 1月20日に改正する。

本規約は、平成 28 年 6 月 27 日に改正する。
本規約は、平成 29 年 1 月 16 日に改正する。
本規約は、平成 29 年 6 月 29 日に改正する。
本規約は、平成 30 年 7 月 20 日に改正する。
本規約は、令和 元年 7 月 22 日に改正する。
本規約は、令和 2 年 8 月 4 日に改正する。
本規約は、令和 3 年 9 月 14 日に改正する。
本規約は、令和 4 年 7 月 27 日に改正する。
本規約は、令和 5 年 7 月 24 日に改正する。
本規約は、令和 6 年 9 月 27 日に改正する。

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

会員

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	所長	会 長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	所長	副会長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	所長	副会長
県	兵庫県 土木部 技術企画課	課長	
	〃 〃 道路企画課	課長	
	〃 〃 道路保全課	課長	副会長
	〃 〃 道路街路課	課長	
	〃 〃 道路街路課	街路担当班長	
市町	神戸市 建設局 道路工務課	課長	副会長
	姫路市 建設局 道路管理部 長寿命化対策課	課長	副会長
	尼崎市 都市整備局 土木部 橋りょう維持担当	課長	
	明石市 都市局 道路安全室 道路整備課	維持・保全 担当課長	
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	課長	
	洲本市 都市整備部 建設課	課長	
	芦屋市 都市政策部 都市基盤室 基盤整備課	課長	
	伊丹市 都市交通部 道路室 道路保全課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	豊岡市 都市整備部 建設課	課長	
	加古川市 建設部 道路保全課	課長	
	赤穂市 建設部 土木課	土木担当部長	
	西脇市 建設水道部 工務課	課長	
	宝塚市 都市安全部建設室 道路維持管理担当	課長	
	三木市 都市整備部 道路河川課	課長	
	高砂市 都市創造部 土木建設室 道路公園課	課長	
	川西市 土木部 道路整備課	課長（道路補修 担当）	
	小野市 地域振興部 道路河川課	課長	
	三田市 まちの再生部 地域整備室 道路河川課	課長	
	加西市 建設部 土木課	課長	
	丹波篠山市 まちづくり部 地域整備課	課長	
	養父市 まち整備部 建設課	課長	
	丹波市 建設部 道路整備課	課長	

	南あわじ市 産業建設部 建設課	課長	
	朝来市 都市整備部 建設課	課長	
	淡路市 都市整備部 建設課	課長	
	宍粟市 建設部 建設課	次長兼課長	
	加東市 都市整備部 土木課	課長	
	たつの市 都市建設部 建設課	参事兼課長	
	猪名川町 まちづくり部 建設課	課長	
	多可町 建設課	理事兼課長	
	稲美町 地域整備部 土木課	課長	
	播磨町 都市基盤部 土木課	課長	
	市川町 建設課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	神河町 建設課	課長	
	太子町 経済建設部 まちづくり課	課長	
	上郡町 建設課	課長	
	佐用町 建設課	課長	
	香美町 建設課	課長	
	新温泉町 建設課	課長	
財団	(公益財団) 兵庫県まちづくり技術センター	常務理事兼まちづくり推進部長	
公社	兵庫県道路公社 技術部	副部長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	課長	
高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所	所長	
	〃 〃 大阪高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福崎高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福知山高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 姫路高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 第二神明道路事務所	副所長	
	西日本高速道路株式会社 中国支社 津山高速道路事務所	副所長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全管理課	課長	
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	所長	
	〃 鳴門管理センター	副所長	

オブザーバー

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 地域道路課	課長	
	近畿道路メンテナンスセンター	センター長	
高 速 道 路 会 社	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課	課長代理	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課		
	阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全調整・点検課	担当課長	

事務局

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	総括保全対策官	主担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	課長	担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	専門職	担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	修繕係長	担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	課長	副担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	保全企画係長	副担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	専門員	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	課長	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	保全対策官	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	維持修繕係長	副担当
県	兵庫県 土木部 道路街路課 国道・橋梁班	職員	副担当
	〃 〃 〃 街路班（市町道担当）	職員	副担当
	〃 〃 道路保全課 保全班（橋梁担当）	主査	連絡担当
	〃 〃 道路企画課 事業推進班	主査	副担当
市町	神戸市 建設局 道路工務課	係長	副担当
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部		副担当
	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町業務課		副担当
高速 道路 会 社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全部管理課		副担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	副担当

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

幹事

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	副所長	幹事長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	副所長	副幹事 長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	副所長	副幹事 長
県	兵庫県 土木部 技術企画課 県土政策班	主幹	
	〃 土木部 道路企画課 事業推進班	班長	
	〃 〃 道路保全課 保全班	主幹（橋梁担当）	副幹事 長
	〃 〃 道路街路課 街路班	班長	
市町	神戸市 建設局 道路工務課	係長	
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	係長	
	川西市 土木部 道路整備課	課長（道路補修 担当）	
	高砂市 都市創造部 土木建設室 道路公園課	課長	
	三木市 都市整備部 道路河川課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	朝来市 都市整備部 建設課	課長	
	丹波市 建設部 道路整備課	課長	
	洲本市 都市整備部 建設課	係長	
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町 計画課	課長	
公社	兵庫県 道路公社 技術部 保全課	課長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	係長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全管理課	担当課長	副担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	

	メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議 跨道橋連絡会議	メンテナンス年報	支援講習など
4月				
5月	5／19 近畿管内道路メンテナンス会議			
6月				
7月	7／24 第1回メンテナンス会議			
8月			8／23 メンテナンス年報 (令和4年度 公表)	
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				1／12 橋梁点検デモ(新技術@丹波市)
2月				
3月				

令和5年度 兵庫県道路メンテナンス会議 活動報告

①近畿管内合同メンテナンス会議（インフラメンテナンス国民会議）

日 時：令和5年5月19日

開催場所：花博記念公園鶴見緑地 花博記念ホール

③第1回 兵庫県道路メンテナンス会議

日 時：令和5年7月24日

開催場所：兵庫国道事務所 6階会議室（WEB会議）

参加者：兵庫国道事務所・姫路河川国道事務所・豊岡河川国道事務所
兵庫県・神戸市・兵庫県内各市町・兵庫県道路公社・神戸市道路公社・西日本高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

～ 議事次第 ～

1. メンテナンス会議 規約改正
2. メンテナンス会議 活動報告・計画
3. R4年度 点検実施速報
4. R5年度 点検計画
5. 地域一括発注の状況と計画
6. 広報活動について
7. 意見交換

など 9

丹波市管理の橋梁で点検支援新技術の現場デモを実施しました！

- 兵庫県丹波市の林 時彦市長及び市職員等を対象に、橋梁点検の新技術のデモを行いました。(第1部)
又、兵庫県内の道路メンテナンス会議構成員を対象に、新技術のデモや意見交換会を行いました。(第2部)
- 新技術の活用は、効率化によるコスト縮減、高度化による品質の向上につながることから、積極的な利用を推進しています。

日 時：令和6年1月12日(金)
(第1部)14:00～14:30 (第2部)14:30～15:20
場 所：中川原橋(兵庫県丹波市青垣町栗住野)
デモ技術：・全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン技術
・橋梁点検支援ロボット視る診るスタンダード+橋梁点検調査
作成支援システム
参 加 者：丹波市林市長及び丹波市職員(12名)、
兵庫県内の道路管理担当者等(7自治体18名参加)
報道関係：2社



【挨拶】林丹波市長



【挨拶】堤事務所長



全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン技術



橋梁点検支援ロボット視る診るスタンダード

【市長のコメント】

「橋梁における点検新技術を興味深く見させて頂き、新技術を活用することで安心安全が担保されると思った。この度の震災では道路が分断され、困っていると聞いている。市民の安全安心に大切なインフラである道路を維持出来ればと考えており、当市においても新技術を活用していきたいと思います。」

問合せ先

国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 管理第二課
TEL 078-334-1605 (ダイヤルイン)

丹波市 建設部 道路整備課
TEL 0795-74-2550 (直通)

国土交通省 近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター 技術課
TEL 072-800-6222 (代表)

	メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議 跨道橋連絡会議	メンテナンス年報	支援講習など
4月				
5月	5/24 近畿管内道路メンテナンス会議			
6月				
7月				
8月			8/26 メンテナンス年報 (令和5年度)	
9月	9/27 第1回メンテナンス会議			
10月				
11月		第1回 幹事会		
12月		第1回 跨道橋連絡会議		
1月	幹事会	第2回 幹事会		
2月	第2回 メンテナンス会議	第1回 道路鉄道連絡会議		
3月				

兵庫県北部で橋梁点検新技術デモを準備中(開催日未定)

○道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検を実施
○現在2巡目完了しており、橋梁、トンネル 約100%、道路附属物等 約99%を実施済
○令和5年度の点検実施率は、橋梁 約23%、トンネル 約17%、道路附属物等 約13%

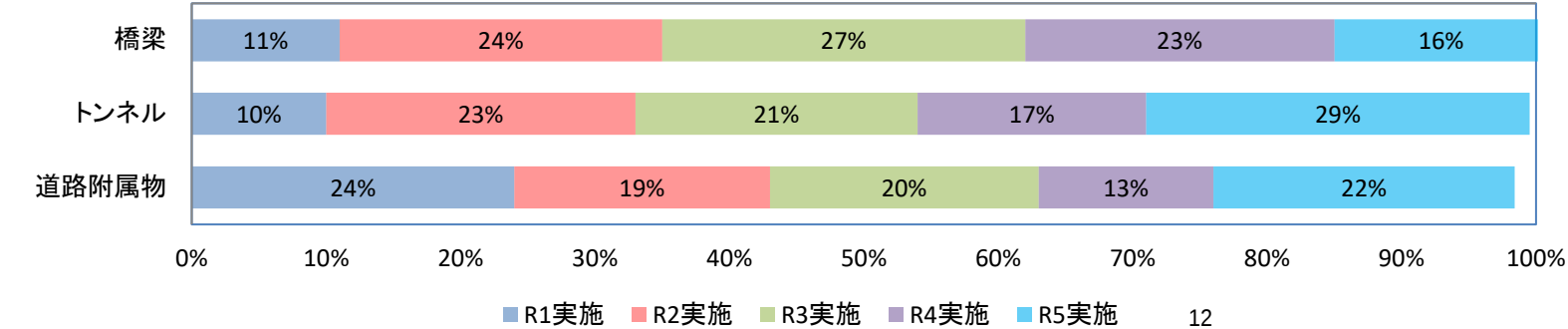
<<平成26・27・28・29・30、令和元・2・3・4・5年度の実施速報>>

【令和5度 点検状況(全体)】

道路施設	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数					2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	R5	
橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,918	100%	30,361	3,222	7,173	8,119	6,973	4,824	100%
トンネル	375	53	86	59	50	127	100%	403	41	94	84	68	115	100%
道路附属物等	2,117	357	548	311	393	480	99%	2,124	507	414	417	283	476	99%

【橋梁点検状況(管理者別)】

道路施設	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数					2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	R5	
国土交通省	1,240	315	213	274	268	170	100%	1,477	292	249	368	380	187	100%
高速道路会社	1,315	316	337	163	213	286	100%	1,305	243	210	190	297	365	100%
兵庫県(公社含)	4,856	141	1,169	1,345	1,054	1,147	100%	4,928	635	1,156	1,102	1,076	956	100%
神戸市(公社含)	2,333	80	268	960	685	340	100%	2,343	205	398	723	679	342	100%
市町(神戸市以外)	20,139	1,347	4,593	5,655	5,571	2,973	100%	20,292	1,847	5,160	5,742	4,541	2,974	100%
合計	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,916	100%	30,345	3,222	7,173	8,125	6,973	4,824	100%



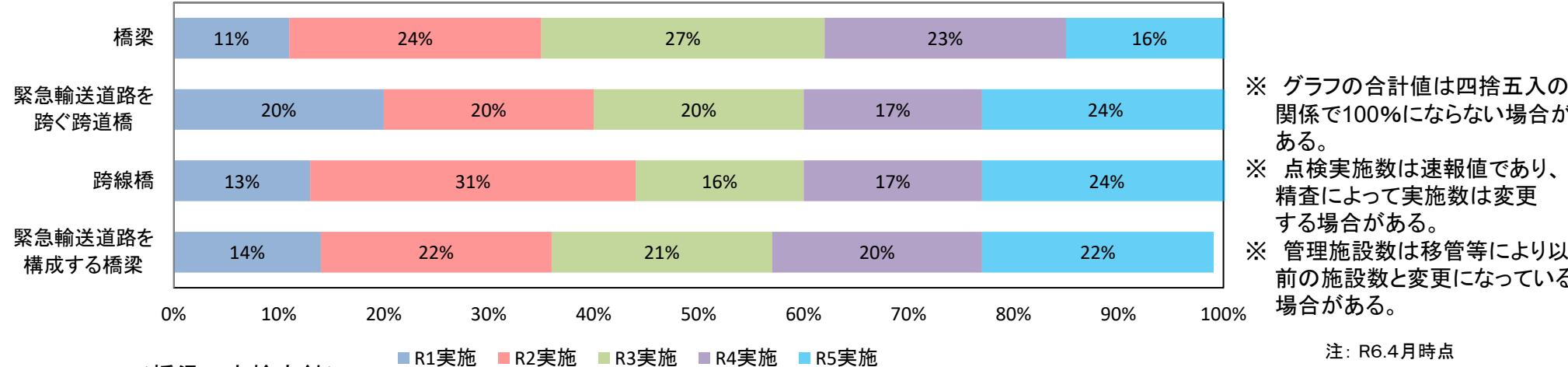
※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

令和5年度点検実施速報(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の令和5年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約24%、跨線橋約24%、緊急輸送道路を構成する橋梁約22%である。

<<最優先で点検すべき橋梁の平成26・27・28・29・30、令和元・2・3・4・5年度の実施速報>>

管理者	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数					2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	R5	
全橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,918	100%	30,345	3,222	7,173	8,125	6,973	4,824	100%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	659	174	127	102	101	155	100%	646	126	128	129	108	152	100%
跨線橋	276	37	60	48	49	82	100%	269	34	83	42	45	64	100%
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,474	720	1,004	947	824	979	100%	4,573	654	998	973	922	1,009	100%



<橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

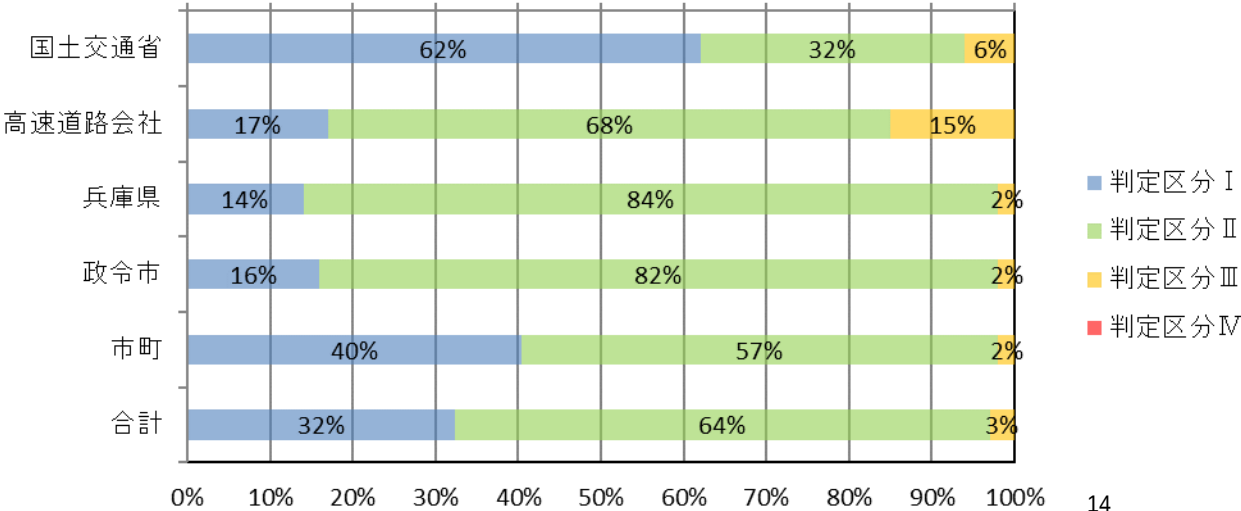
令和5年度点検実施速報(橋梁)

○令和5年度については、点検実施数に対して、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 158橋（3%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 3,103橋（64%）

<<令和5年度管理者別点検速報（橋梁）>>

管理者	管理 施設数	R5 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,477	187	116	60	11	0
高速道路会社	1,305	365	62	249	54	0
兵庫県(公社含)	4,928	956	132	803	21	0
神戸市(公社含)	2,343	342	54	280	8	0
市町(神戸市以外)	20,292	2,974	1,199	1,711	64	0
合計	30,345	4,824	1,563	3,103	158	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注：R6.4月時点

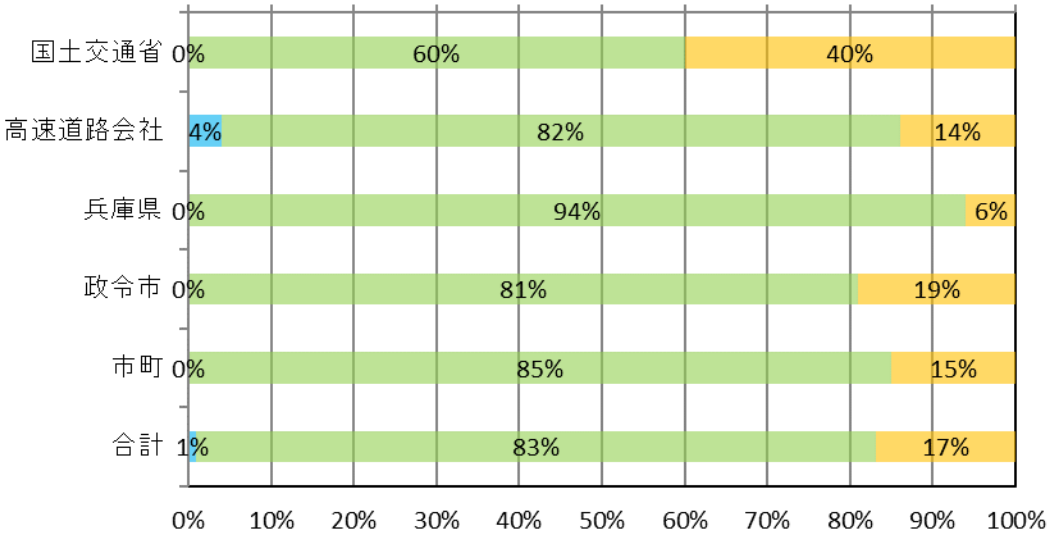
令和5年度点検実施速報(トンネル)

○令和5年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0 本（0％）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 1 9 本（1 7％）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 9 5 本（8 3％）

<<令和5年度管理者別点検速報（トンネル）>>

管理者	管理 施設数	R4 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	54	15	0	9	6	0
高速道路会社	144	28	1	23	4	0
兵庫県(公社含)	130	32	0	30	2	0
神戸市(公社含)	45	27	0	22	5	0
市町(神戸市以外)	29	13	0	11	2	0
合計	402	115	1	95	19	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



■ 判定区分Ⅰ
■ 判定区分Ⅱ
■ 判定区分Ⅲ
■ 判定区分Ⅳ

※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

令和5年度点検実施速報(道路附属物等)

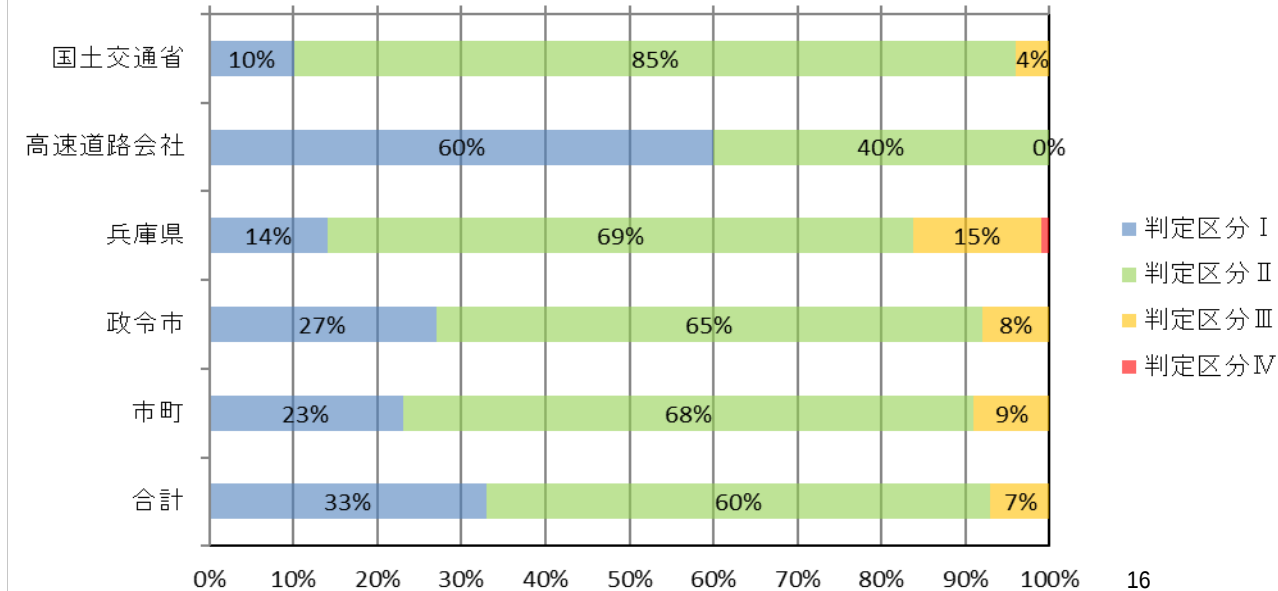
○令和5年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は歩道橋1基（0％）で、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は33基（7％）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は285基（60％）

<<令和5年度管理者別点検速報（道路附属物等）>>

管理者	管理 施設数	R4 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	454	48	5	41	2	0
高速道路会社	930	162	98	64	0	0
兵庫県(公社含)	271	118	17	82	18	1
神戸市(公社含)	291	75	20	49	6	0
市町(神戸市以外)	163	73	17	49	7	0
合計	2,109	476	157	285	33	1

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。

※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R6.4月時点

＜各構造物の令和6年度以降の点検予定＞

道路施設	管理施設数	3巡目				
		R6	R7	R8	R9	R10
橋梁	30,344	3,421	7,163	8,135	6,939	4,740
トンネル	402	67	81	78	59	120
道路附属物等	2,109	431	570	429	473	449

※管理施設数は、移管等により以前の施設数と変更になる場合がある。
※令和6年度点検予定数は、令和6. 9月時点の数値であり、今後の計画点検数は見直しすることがある。

○市町の人不足・技術力不足を補うために、市町が実施する点検・診断の発注事務を(公財)兵庫県まちづくり技術センターが受託することで、地域一括発注を実施

＜地域一括発注による令和5年度の点検実施状況＞

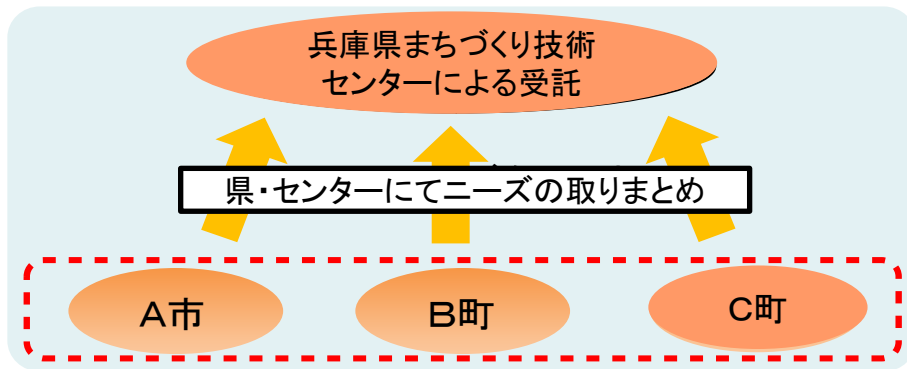
- 参加市町：23市町(姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、加古川市、西脇市、宝塚市、川西市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可町、市川町、福崎町、神河町、香美町)
- 実績：2,839橋の点検を実施

＜地域一括発注による令和6年度の点検計画＞

- 参加市町：15市町(姫路市、尼崎市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波市、多可町、福崎町、佐用町、香美町)
- 現在の状況：1,747橋の点検を予定

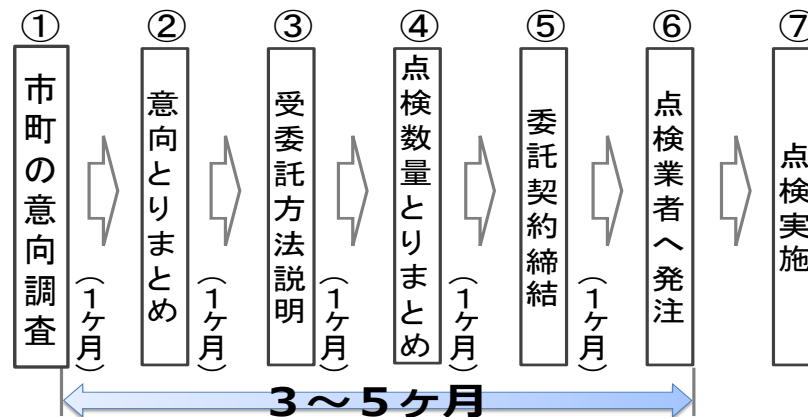
【イメージ図】

- ・市町のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注の実施



【手続きの流れ】

- ・県にて市町の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



過去、ポスター、パネル展示を実施してきましたが、場所が必要となることから、デジタルサイネージの利用を計画し、サイネージデータを作成し、兵庫国道事務所で、展示しました。



道路メンテナンス広報について

昨年度デジタルサイネージの活用について、データの作成及び兵庫国道事務所での試用（機器は借用）しました。

今年度においては、デジタルサイネージの機器を購入し、各市町での表示を行いたいと考えています。

機器を購入しましたら、各市町の役場での展示を依頼しますので、ご協力をお願いします。

大型モニター1台の場所があれば、展示できますので、市役所や町役場などの人通りの多い場所での展示をお願いします。

機器等が、各自治体で、所有の場合は、データ（MP4）をお渡しします。



1

兵庫県道路メンテナンス会議

兵庫県道路メンテナンス会議

- ◆ 道路法第二十八条の二の規定に基づき、兵庫県内の道路管理者が兵庫県内の道路の維持管理についての情報共有や課題への連携を深める会議です。
- ◆ 道路施設の適切な維持管理を図る仕組みづくりと体制を構築することを目的としています。

2

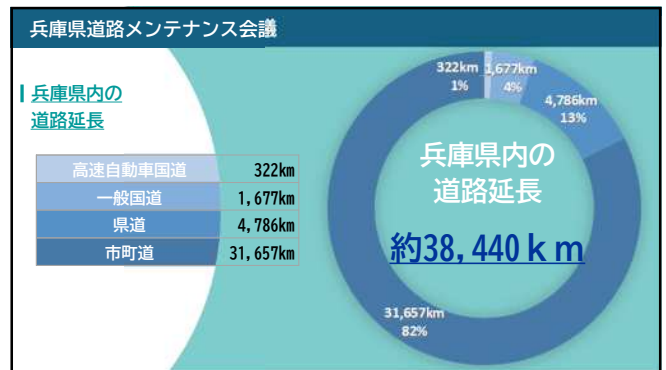
兵庫県道路メンテナンス会議

兵庫県道路メンテナンス会議

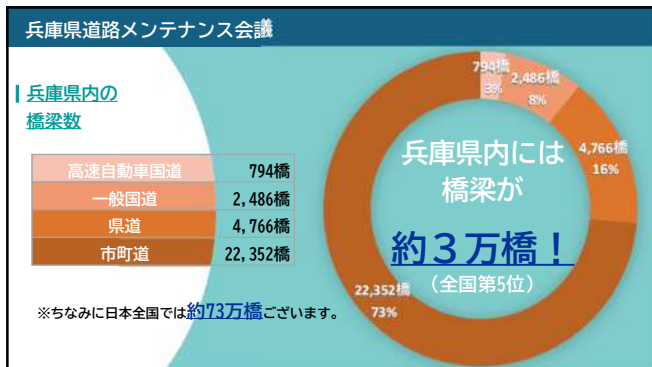
◆ 会議では、道路法施行規則第四条の五の六に規定されている道路の附属物のうち、異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるものを対象とした、5年ごとの定期点検について、情報共有を行っています。

対象施設：橋梁・トンネル・道路附属物
(横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識)

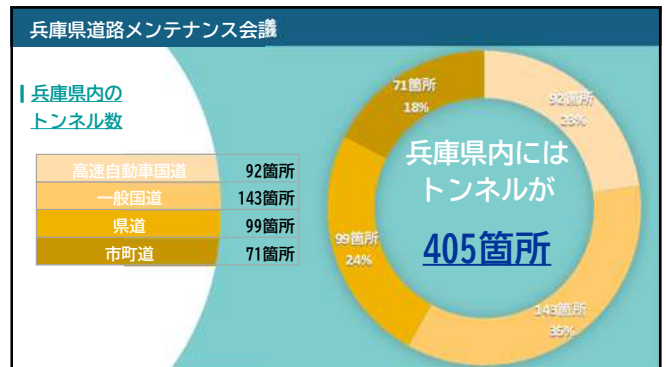
3



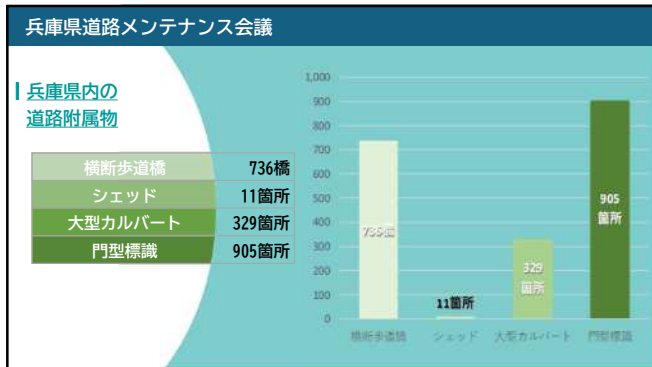
4



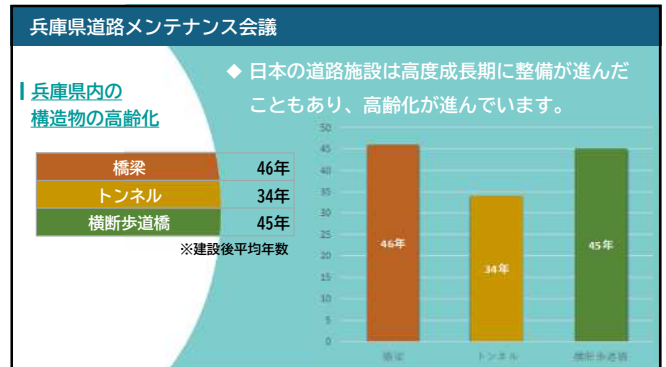
5



6



7



8

兵庫県道路メンテナンス会議

兵庫県内最古の橋梁

◆ 兵庫県内最古の橋は、
朝来市の水田橋（神子畑鉄橋）です。

◆ 明治18年（1885年）3月に竣工しています。

◆ 水田橋は建設後139年が経過しています。

9

兵庫県道路メンテナンス会議

兵庫県内最古のトンネル

◆ 兵庫県内最古のトンネルは、
猪名川町の林田隧道です。

◆ 明治14年（1881年）に竣工しています。

◆ 林田隧道は建設後143年が経過しています。

10

兵庫県道路メンテナンス会議

『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』について

◆ 平成24年の中央自動車道笹子トンネルの事故をうけて、平成26年4月には、社会資本整備審議会 道路分科会より『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』が出されています。

11

兵庫県道路メンテナンス会議

『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』について

◆ この提言では、道路インフラの現状や老朽化対策の課題について指摘しており、道路管理者の義務として、メンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）を実施することを規定しています。

12

兵庫県道路メンテナンス会議

Ⅰ『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』について

◆ 提言を受けて、国土交通省では、点検要領等の作成を行い、地方公共団体に向けた事業補助制度の制定等を行い、点検を推進しています。

◆ また、道路管理者は新技術を活用するなどコスト削減にも務めています。



13

兵庫県道路メンテナンス会議

Ⅰ 橋梁の点検結果
(平成30年度～令和4年度)

区分	定義
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

高速自動車国道

区分	橋数	割合
I 健全	151橋	19%
II 予防保全段階	0橋	0%
III 早期措置段階	2,008橋	13%
IV 緊急措置段階	499橋	64%

一般国道(指定区間)

区分	橋数	割合
I 健全	0橋	0%
II 予防保全段階	172橋	6%
III 早期措置段階	723橋	40%
IV 緊急措置段階	593橋	54%

14

兵庫県道路メンテナンス会議

Ⅰ 橋梁の点検結果
(平成30年度～令和4年度)

区分	定義
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

一般国道(指定区間外)

区分	橋数	割合
I 健全	42橋	6%
II 予防保全段階	0橋	0%
III 早期措置段階	47橋	0%
IV 緊急措置段階	584橋	88%

都道府県道

区分	橋数	割合
I 健全	0橋	0%
II 予防保全段階	258橋	5%
III 早期措置段階	743橋	16%
IV 緊急措置段階	3,790橋	79%

市町村道

区分	橋数	割合
I 健全	1橋	0%
II 予防保全段階	860橋	4%
III 早期措置段階	5,908橋	27%
IV 緊急措置段階	15,235橋	69%

15

兵庫県道路メンテナンス会議

Ⅰ トンネルの点検結果
(平成30年度～令和4年度)

区分	定義
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

高速自動車国道

区分	箇所数	割合
I 健全	0箇所	0%
II 予防保全段階	0箇所	0%
III 早期措置段階	10箇所	20%
IV 緊急措置段階	86箇所	87%

一般国道(指定区間)

区分	箇所数	割合
I 健全	0箇所	0%
II 予防保全段階	6箇所	12%
III 早期措置段階	9箇所	17%
IV 緊急措置段階	58箇所	80%

16

兵庫県道路メンテナンス会議

Ⅰ トンネルの点検結果
(平成30年度～令和4年度)

区分	定義
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

一般国道(指定区間外)

区分	箇所数	割合
I 健全	2箇所	3%
II 予防保全段階	36箇所	25%
III 早期措置段階	0箇所	0%
IV 緊急措置段階	45箇所	72%

都道府県道

区分	箇所数	割合
I 健全	0箇所	0%
II 予防保全段階	15箇所	16%
III 早期措置段階	3箇所	3%
IV 緊急措置段階	77箇所	81%

市町村道

区分	箇所数	割合
I 健全	0箇所	0%
II 予防保全段階	22箇所	34%
III 早期措置段階	0箇所	0%
IV 緊急措置段階	45箇所	67%

17

兵庫県道路メンテナンス会議

Ⅰ 横断歩道橋の点検結果
(平成30年度～令和4年度)

区分	定義
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

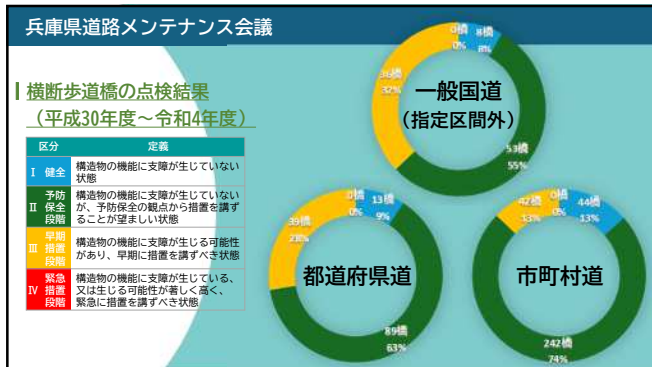
高速自動車国道

区分	橋数	割合
I 健全	0橋	0%
II 予防保全段階	0橋	0%
III 早期措置段階	1橋	100%
IV 緊急措置段階	0橋	0%

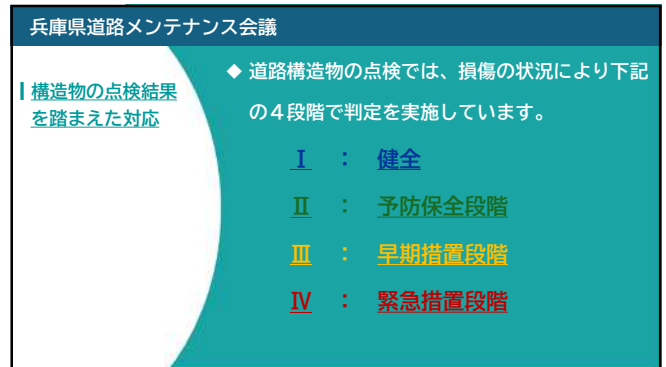
一般国道(指定区間)

区分	橋数	割合
I 健全	0橋	0%
II 予防保全段階	4橋	52%
III 早期措置段階	25橋	52%
IV 緊急措置段階	75橋	52%

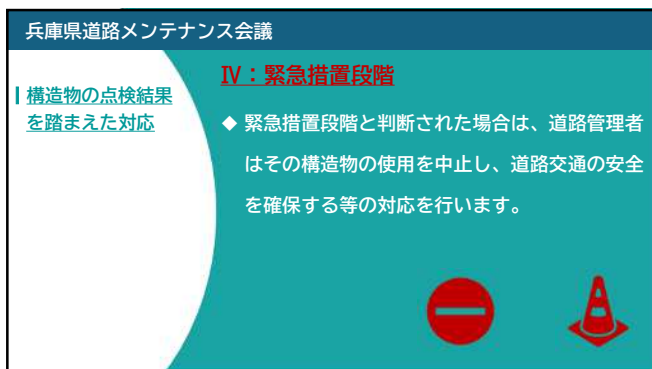
18



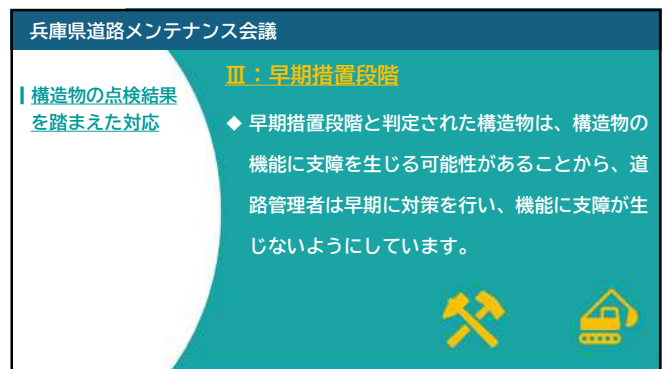
19



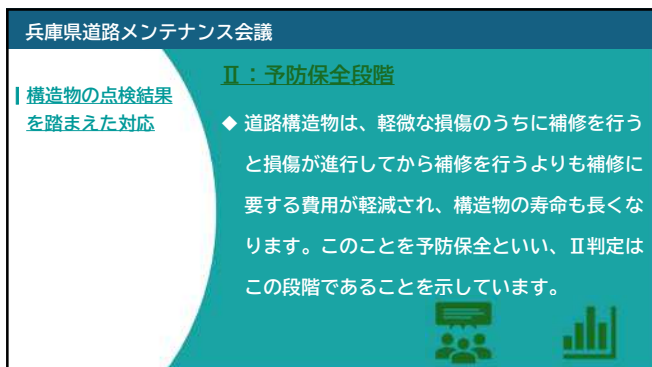
20



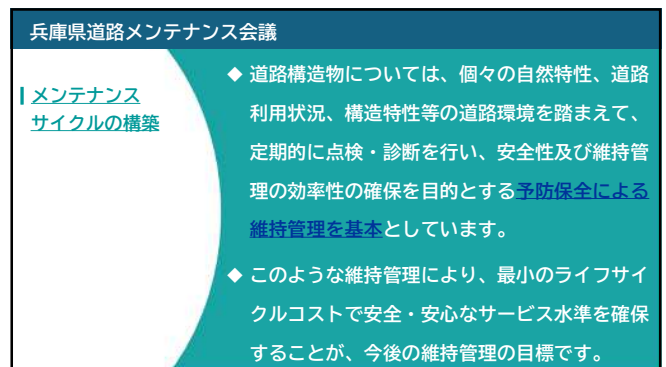
21



22



23



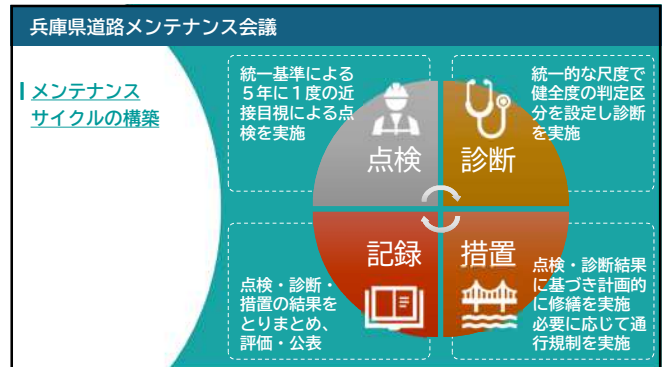
24

兵庫県道路メンテナンス会議

メンテナンス
サイクルの構築

- ◆ その実現のためには、
点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次の点検）という
維持管理サイクルの構築が不可欠です。
- ◆ このサイクルを通して、施設に求められる適切な性能をより長期間保持するための長寿命化計画等を作成・充実し、構造物の維持管理を効率的、効果的に進めていくメンテナンスサイクルの構築を図っていきます。

25



26

兵庫県道路メンテナンス会議

全国道路施設点検
データベース
～損傷マップ～

- ◆ 国土交通省では、
国民の皆様には社会資本の現状や課題等について知って頂き、その維持管理・更新について、国民の皆様からの支持・支援を得るために、情報の見える化を推進しています。

27

兵庫県道路メンテナンス会議

全国道路施設点検
データベース
～損傷マップ～

- ◆ つきましては、道路構造物（道路橋、トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）及び舗装、特定道路土工構造物の点検により判明した現状・対策状況について、下記サイトに公表しています。

<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>

28